

## 公の施設の使用料の基本的な考え方と三条市の現状

### 1 公の施設の使用料の基本的な考え方

市は、市税を市民サービスの基本的な財源としているが、全ての行政サービスを市税で賄うことは困難であり、施設の維持管理に係る費用は、地方自治法第225条に基づき、施設使用の対価として利用者から納付される使用料により、その一部を賄うことができることとされている。

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保される。これが、受益者負担の考え方であり、このことにより施設の利用者に応分の負担を求めらるものである。

三条市においては、この考え方に基づいて、新経営戦略プログラムの中で施設の使用料の基本的な考え方を示している。

資料：別紙1「受益者負担の適正化（新経営戦略プログラム抜粋）」

別紙2「平成21年度公共施設のコスト計算書」

### 2 「減額・免除」に関する基本的な考え方

#### (1) 受益者負担の原則の徹底

利用者から一定の負担を求める「受益者負担の原則」を徹底するため、「減額・免除」については、あくまでも「政策的で特例的な措置」とし、高齢者や障がい者への配慮や、各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について配慮しながらも、その適用については、真に必要なものに限定されるべきものである。

#### (2) 基準の統一

公の施設は様々な設置目的を持ち、一律の基準だけでは公平性を確保することは難しいが、同一の目的を持った同一の種類施設においては基準を統一するとともに、全施設に共通する部分については、その基本的な考え方を統一することが、公平性の確保には不可欠であると考えらる。

### 3 三条市における「減額・免除」減免の現状

#### (1) 受益者負担の原則が徹底されていない

平成 21 年度の実績では、半数以上の施設が 7 割を超える減免を行っており、本来的に「政策的で特例的な措置」であるべき「減額・免除」のあり方に反し、負担の公平性が損なわれていると考えられる。

資料：別紙 3 「平成 21 年度施設別使用料減額・免除状況一覧表」

#### (2) 減免基準が整理されていない

三条市においては、明確な減免基準がないにも関わらず減免を行っていたり、同一の目的を持った施設であっても減免の取り扱いが異なったりしており、減免基準が統一的に整理されていない状況にある。

資料：別紙 4 「各種減免基準状況一覧表」

### 4 検討スケジュール

第 1 回検討委員会	5 月 3 1 日	(正副委員長互選、現況報告等)
第 2 回検討委員会	7 月下旬	(素案提示、意見交換)
第 3 回検討委員会	9 月下旬	(意見交換)
第 4 回検討委員会	1 1 月下旬	(意見集約、決定)